< 入居時までの手続きと入居後の注意事項>

- ■以下の①~⑤につき、入居時までに手続きおよび確認が必要です。
 - (1)ライフライン(電気・ガス・水道)の使用開始申込
 - ②郵便局への転居届ご提出(現在お住まいの住所からの変更)
 - ③火災(家財)保険の加入手続き
 - ⇒保険の加入は個人契約・個人負担となります。

賃貸契約において加入が必須となりますので、三菱電機保険サービス(MEIS)もしくは 不動産会社からプランのご紹介で連絡が入りましたら加入の手続きをお願いいたします。

(※保険加入後、お手元に保険証券が届きましたらその写しを下記宛に メール添付にて送付ください。)

【送付先】転任型担当宛

hrd.tennin@rc.MitsubishiElectric.co.ip

- 4鍵の受取に関して
 - ⇒直接不動産会社と連絡を取っていただき、お受け取り下さい。
- ⑤住居決定後、入居日が確定(変更)しましたら下記MDライフ担当者へご連絡下さい。
 - <※駐車場を希望の場合>
 - ⇒駐車場は個人契約・個人負担となりますので、不動産会社担当者と 直接手続きをお願いいたします。
- ■以下は、入居後の注意事項(社宅規定の一部)になります。
 - ◇故意過失とされる破損や打痕、生活中に付いたキズや汚れ等により退去後に 修理・補修が発生となるものについては『個人負担』となります。 <例)壁・ふすま・床・ドア扉等の破損や汚れ、喫煙による清掃や壁紙張替など> また、私物の残置物があり処分費用が発生した場合も『個人負担』になります。 個人負担のある場合は退去後にご連絡のうえご請求となりますので、ご了承ください。

なお入居中に故意過失部分の破損・汚れ等の箇所を補修する場合は、 下記のMDライフ担当者へご相談ください。

また、故意過失以外に経年的破損等が発生した場合につきましても、管理会社へ 報告のうえ、修繕の対応を確認しますので必ず下記窓口までご連絡ください。 連絡をせず状況が悪化し、退去後の原状回復精算において請求された場合、 入居者負担となりますのでご注意願います。

<u> 八周旬員担こはりよりのでこれ思願いよう。</u> (※電球やパッキンの交換など軽微な事案は入居者様にて個人対応)

◇故意・過失によらず、その物件の価値が下がるような特定の事象によって 損害賠償が生じる場合には、その損害賠償費用を入居者(または遺族(相続人))へ 請求することがあります。

> 三菱電機ライフサービス㈱ 東京支店 寮・社宅業務課 担当:苦瀬(くせ)/永見(ながみ) TEL:03-3218-2409